

承認第3号 令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出

決算の認定についてに関する決議

議会は、議決した令和4年度予算が適正に執行されたのかを評価する必要がある。

令和4年2月定例会において提案された、議案第2号 令和4年度会津若松市一般会計予算では、第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費に福利厚生費が計上され、職員健康診断業務、子宮がん施設検診業務及び乳がん施設検診業務が予定されていた。令和5年9月定例会議における承認第3号 令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査では、職員健康診断業務等の業務執行について、契約を締結し、支出負担行為に基づく支出命令がなされたかなど、個々の段階に応じて事務手続が適正に行われていたのかが問われた。

しかしながら、その一部において財務規則に基づいた契約締結が行われず、未払いや一部私費による支払等の不適正な事務対応の結果、令和4年度会津若松市一般会計歳入歳出決算書において、第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費 第12節委託料の不用額が16,314,794円となったものである。これは、議会在令和4年2月定例会において議決した議案第2号 令和4年度会津若松市一般会計予算に計上された事業について、契約が締結されずに実施されるなど、一連の財務事務が適正に行われなかったことによる不用額であった。

上記の行為は、予算審査の段階と実際の執行結果とは明確に異な

るものであった。こうした行為は、法令、条例、規則等関係法規に照らして看過できないものではあるが、執行機関は不適正な事務対応が発覚した段階で、その内容や経過、原因等を調査し、速やかに公表し、また、該当者の懲戒処分及び適正な執行となるよう、令和5年9月定例会議に補正予算を計上し、令和5年9月定例会議における決算審査において、不適正な事務対応であったことを認めた。さらに、総務部内に事務適正化推進担当を置く人事を令和5年9月25日に内示し、同年10月1日付けで発令したところである。

今後においては、議案第63号 令和5年度会津若松市一般会計補正予算第6号 第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費の福利厚生費に計上した職員健康診断業務、子宮がん施設検診業務及び乳がん施設検診業務における委託先に対する事務手続を速やかに行うこと。さらには、令和5年9月4日の議員全員協議会及び同月27日の予算決算委員会第1分科会において提出された資料「職員健康診断事業における不適正な事務対応について」に基づく適正な事務対応に向けた、財務事務の適正対応の再徹底及びチェック業務の明確化などの対策を速やかに行うことにより、市政の信頼回復に取り組むことを求める旨を決議する。

令和5年10月6日

会 津 若 松 市 議 会